

タブレット端末の校外への持ち出しについて

区立小中学校において、クラウド環境を活用した様々な取組を推進していくために、IGAスクール構想の実現に向けて区が配備したタブレット端末を校外へ持ち出していくことを次のとおり決定しました。

1 目的

タブレット端末を校外に持ち出す目的は、以下のとおりです。

(1)切れ目のない児童・生徒への学習支援

児童・生徒が、校外学習で学習記録等を保存したり、自宅で学校の授業と連結した課題に取り組んだりすることができるようにします。これにより、教員がクラウド上の学習履歴から、児童・生徒一人ひとりの課題への取組状況を把握するとともに、児童・生徒の学習の理解度を図ることができるようになります。

(2)児童・生徒の学びの保障

児童・生徒が、台風などの風水害やインフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症による学校の臨時休業時にも学校から提示された課題に取り組んだり、不登校児童・生徒がオンライン授業を個別に受講したりすることができるようにすることで、児童・生徒の学びを保障します。

(3)教員の働き方改革

教員が、在宅勤務をするために自宅に端末を持ち帰って教材作成を行うことができるようにすることでリモートワーク環境を実現するとともに、配布物の電子化、面談などのオンライン実施により働き方改革を推進します。

2 具体的な活用内容例

(1)児童・生徒用タブレット端末

①学校の授業時

- ・校外学習において、見学先の写真や学んだことのメモを学習記録として保存する。
- ・外部の方（地域・企業の方）にインタビューしたことをタブレット端末に保存して、学習の振り返りで活用します。

②家庭への持ち帰り時

- ・授業で学習したことをクラウドに保存し、家庭でクラウドに保存している学習履歴や教材を利用して家庭学習に取り組みます。
- ・学校からの配布物を電子データで配布し、保護者が閲覧します。
- ・臨時休業時などに、オンライン授業に取り組みます。

- ・長期休業中や臨時休業時などに教員から宿題の提示を受けたり、教員に宿題を提出したりします。
- ・保護者が教員と面談したり、保護者会に参加したりします。
- ・不登校児童生徒が、教員と個別のオンライン授業に取り組みます。
- ・セキュリティ上、有害なサイトを閲覧できないように制限しているインターネットを活用して、調べ学習に取り組みます。

(2)教員用タブレット端末

- ・教員は在宅勤務をするために自宅等で端末を持ち帰って、教材作成などのリモートワークに取り組みます。
- ・児童・生徒の学習の取組状況や理解度を確認します。

3 端末持ち出しの基本的な考え方

児童・生徒用タブレット端末は、原則として毎日、持ち帰ることとします。ただし、学校が必要と判断した場合や端末のアップデート作業など保守点検の必要がある場合は、持ち帰りません。

4 スケジュール

- | | |
|------------|---|
| 令和2年12月16日 | タブレット端末に関する保護者講演会 |
| | ・端末の基本操作説明 |
| | ・情報モラルに関する家庭教育力の向上を目指した講演 |
| 12月 下旬 | 児童・生徒のタブレット端末持ち帰りの開始
教員のタブレット端末持ち帰りの開始 |